

第5次犯罪被害者等基本計画の概要

犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める政府の基本計画（犯罪被害者等基本法（平成16年法律161号）第8条）

4つの基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

5つの重点課題と主な具体的施策（法務省関係）

※赤字：第5次計画で新たに盛り込まれた施策
※カッコ【】内は施策番号

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 犯罪被害者等の損害回復に関する施策

- 民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の活用による負担軽減【1-2】
- 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実【1-3、4】
- 矯正処遇及び保護観察処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進【1-13、14】
- 加害者の損害賠償責任の実現に向けた民事法制の調査等【1-16】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

- 犯罪被害者等への適切な対応のための職員等に対する研修等の充実【2-27～33】

3 再被害の防止等の安全確保に関する施策

- 再被害の防止に資する適切な加害者処遇【2-47、48】

第3 刑事手続等への関与拡充への取組

1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策

- 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実【3-12～14】
- 公判前整理手続への関与の在り方の検討、公判への出廷等における犯罪被害者等への配慮、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検討【3-20、22～24】
- 少年審判及び医療観察審判の傍聴制度の充実【3-31、32】

2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策

- 「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証及び改善指導・矯正教育の一層の充実【3-35】
- 被害者等の心情等の聴取・伝達制度の適正な運用、運用状況の把握等【3-36、44】
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実【3-40～42】
- 医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等【3-45】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

- 犯罪被害者等支援弁護士制度の運用の充実を含む法テラスによる支援【4-22～27】
- インターネット上の誹謗中傷を含む人権侵害に関する人権相談、人権侵犯事件への適切な対応【4-19、31】

4 人材育成及び調査研究に関する施策

- 犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施【4-107】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

- 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発【5-9】

2 国民に向けた広報啓発に関する施策

- 人権週間を中心とした犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を求めるための広報・啓発活動の実施【5-13】